

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、時代の変化に対応し、持続的な企業価値向上を図るため、「意思決定の迅速性及び確性の確保」、「経営の透明性確保」、「公正性重視」の考えに立ち、「グループガバナンスの強化」、「リスクマネジメントとコンプライアンス体制の強化」等に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1 - 4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を中長期的な企業価値向上の効果や経済合理性など様々な観点から定期的に検証し、その意義が認められなくなった銘柄については、適宜適切に売却していく方針です。一方で、重要な取引先との安定的な取引関係維持・強化などが当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合には、当該取引先の株式を保有することがあります。

なお、取締役会は、毎年、政策保有株式について、将来の事業戦略や事業上の関係などを含め、個別に検証を行い、保有継続の可否を判断しています。

また、政策保有株式の議決権行使については、当該取引先の状況や議案内容を深く検討するとともに、必要がある場合には、当該取引先と対話を行うなどして、当該取引先および当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを確認したうえで、総合的に判断しています。

【原則 1 - 7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間の競業取引および利益相反取引については、法令および社内規則により、取締役会における承認を得ることとし、当該取引を実施した場合には、重要な事実を取締役に報告することとしています。なお、当社には、議決権を10%以上保有する主要株主は存在しないため、主要株主と取引を行う場合の承認手続きは定めていません。

【原則 2 - 6 企業年金の資産オーナーとしての機能発揮】

企業年金基金の積立金の運用結果については母体企業へ直接的な影響があることから、資産運用委員会は、財務・経理・人事部門から選定したメンバーや労働者側代表で構成し、資産運用状況について定期的なモニタリングを行うとともに、以下について審議しています。

1. 運用の基本方針に関する事項
2. 運用ガイドラインおよび政策的資産構成割合に関する事項
3. 運用受託金融機関の選定・評価に関する事項
4. その他資産運用に関する事項

企業年金基金の運用執行理事については、適切な資質を持った人材を配置し定期的にローテーションを行うほか、役職員についても定期的に外部機関による年金セミナーへ派遣し資質の向上を図るなど、適正な運営を実施するための体制構築に取り組んでいます。

【原則 3 - 1 情報開示の充実】

(i) 経営理念、経営計画等

当社は、創業者である渋沢栄一が座右の銘の一つとしていた『順理則裕』を企業理念として受け継いでいます。『順理則裕』については、当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.toyobo.co.jp/company/philosophy.html>

また、当社は、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たって、投資家説明会での開示・説明や当社ウェブサイトを通じて、その具体的な目標を提示し、その実現へ向けて何を実行するのか、重点的な説明を行っています。2018年度から2021年度までの中期計画の内容については、当社ウェブサイトにて開示しています。

<https://ir.toyobo.co.jp/ja/ir.html>

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、基本方針

基本的な考え方については、「1 1. 基本的な考え方」をご参照ください。基本方針については、以下のとおりです。

【コーポレートガバナンスに関する基本方針】

(1) 株主の権利・平等性の確保

・当社は、株主の権利を実質的に確保するため、法令に従い適切に対応します。また、株主との適切な協働を確保するため、株主がその権利を適切に行使することができるよう環境の整備を進めます。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

・当社は、企業理念『順理則裕』のもと、時代の変化に柔軟に対応し、企業価値向上の土台となるコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに取り組めます。

・当社は、企業価値を「経済的価値(企業の利益)」と社会的価値(ステークホルダーからの信用・評価、社会的課題の解決への貢献)の両立により実現される価値」と捉えています。社会的価値に関しては、社会的責任(CSR)を事業活動の土台として位置付け、お客様、取引先様、株主、従業員、地域社会等のあらゆるステークホルダーに対する取組みをサステナビリティ委員会(委員長:社長)のもと、一元的に把握・監督する体制をと

り、各ステークホルダーとの適切な協働を実践します。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

・当社は、財務情報のみならず、経営方針、コーポレート・ガバナンス等の非財務情報について、法令に基づく適切な開示を行うことはもとより、当社の取組みを積極的に発信するとともに、意思決定の透明性と公正性を確保する観点から、分かりやすく有用性の高い情報提供に取り組みます。

(4) 取締役会等の責務

・当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、持続的な企業価値向上を図るため、以下をはじめとするガバナンス体制を構築します。

・当社は、企業統治に監査役設置会社の形態を選択するとともに、執行役員制を導入し、取締役会による「決定・監督」と執行役員による「執行」を明確に分離して考えることにより、迅速な意思決定と効率的な業務執行ができる体制とします。

・取締役会は、当社グループの事業が多様でかつ専門性が高いことから、社外取締役を除き、執行役員を兼務する取締役で構成します。また、当社経営について透明性及び公正性を確保するため、取締役における社外取締役の割合を3分の1以上とします。

・社外役員の選任にあたっては、その役割・責務を担えるよう独立性基準を定めて運用します。特に、社外取締役については、モニタリング機能を確保し、株主利益の最大化を図る観点から、果たすべき主要な役割・責務として次のとおり定めます。

・経営方針、経営計画の策定、経営改善につき、自らの知見等に基づき、助言を行う。

・経営陣の選解任その他の取締役会における重要な意思決定を通じて経営の監督を行う。

・当社・株主と経営陣との間の利益相反を監督する。

・社外役員に対しては、取締役会事務局等が重要案件に関する事前説明を行うなどサポート体制の充実を図ります。また、社外役員のみで構成する社外役員連絡会を定期的に開催し、認識共有、情報交換を行います。

・取締役等の指名・報酬については、社外取締役をはじめとする社外委員が参加する取締役指名等審議会、役員報酬等諮問会議に諮問を行い、透明性、公正性を確保します。

(5) 株主との対話

・当社は、持続的な企業価値向上に資するため、株主の権利行使のための適切な環境整備に努めるほか、建設的な対話に資する財務情報および非財務情報を適時、適切に開示し、株主、投資家との間で建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを行います。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定に関する方針、手続き

経営陣幹部（「執行役員を兼務する取締役」をいいます、以下同じ）およびその他の取締役の報酬にかかる方針、手続きは、次のとおりです。（役員個人別の報酬等の内容についての決定方針（2021年2月25日取締役会決議））

基本方針

a. 当社役員の報酬制度は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、次の方針に従い設計する。

- 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながる動機づけとなること
- 優秀な経営人材の確保につながること
- 決定の手続きが客観的で透明性の高いこと

b. 報酬の構成や水準は、当社の経営環境、従業員給与の水準や外部専門機関の調査に基づく他社水準を踏まえて、見直しを行う。

金銭報酬（業績連動部分含む）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

a. 金銭報酬の構成

取締役（社外取締役を除く）の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、次の2つにより構成する。

- 取締役の役位別（代表取締役、取締役）報酬
- 兼務する執行役員の役位別報酬

b. 上記「兼務する執行役員の役位別報酬」については、次のとおりとする。

- 「役位別の定額部分」および「前年度の全社業績評価および担当部門業績評価を反映させた短期インセンティブ部分」で構成する。

- 全社業績評価の業績指標（KPI）は、主要な経営指標である連結営業利益とし、具体的な目標設定額については、役員報酬等諮問会議に諮問し、その答申を踏まえ取締役会にて決定する。

- 担当部門業績評価は、営業利益やROAの改善度などの各部門業績を総合的に勘案して決定する。

- 全社業績評価および担当部門業績評価をもとに役員報酬等諮問会議において定められた計算式を用いて、個人別の報酬額を算出し、取締役会において決定する。

- 取締役会長の報酬は、その職務に鑑み、社長執行役員の報酬に準じる。

非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

持続的な企業価値向上へのインセンティブを高め、株主との一層の価値共有を推進するため、報酬における一定の割合を非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬（業績非連動・事前交付型）を年1回付与する。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

執行役員を兼務する取締役の報酬は、企業価値向上へのインセンティブが適切に働くように設計することとし、執行役員の役位別定額部分、短期インセンティブ部分、非金銭報酬の割合は7:2:1を目安とする（KPI100%達成の場合）。

その他個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

a. 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、定額の金銭報酬のみとする。

b. 監査役報酬は、各監査役の職務および責任に応じた定額の金銭報酬のみとし、その役割と独立性の観点から、監査役の協議により決定する。

c. 取締役会の諮問機関として、構成員（委員）の過半数を社外取締役とする役員報酬等諮問会議を設置し、報酬決定の透明性、客観性を確保する。役員報酬等諮問会議は取締役会の諮問を受け、役員報酬の体系、水準、算定方法に加え、役位別報酬の一部を構成する全社業績評価の目標設定額などについても審議する。取締役会は役員報酬等諮問会議の答申を踏まえ、個別の報酬額を最終決定する。

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関する方針、手続き

取締役候補の指名については、取締役会の諮問機関として独立役員、代表取締役の全員で構成する取締役指名等審議会を設置し、取締役指名の基本方針、個別の取締役指名案等について審議した後、その答申に基づき取締役会で決定しています。

経営陣幹部の選定については、担当分野に必要な経験と資質を有しているかどうか、全社的視点を有しているかどうか等を踏まえ、執行役員の中から選定します。

経営陣幹部の解任については、その職務執行の継続に支障がある場合などに、取締役会が取締役指名等審議会の答申を踏まえて決定します。

また、監査役候補の指名については、監査役会が事前面談等により適任性を判断することとしています。

(v) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関する個々の説明

経営陣幹部の選定については、取締役会が担当分野に必要な経験と資質を有しているかどうか、全社的視点を備えているかどうか等を踏まえ、執行役員の中から選定することとしています。取締役、監査役候補の経歴については株主総会参考書類で開示しています。経営陣幹部の解任については、必要に応じて適時適切な方法により、株主をはじめとするステークホルダーに対し、情報開示します。

【補充原則 4-1-1 経営陣に対する委任範囲の概要】

当社取締役会は、法令および定款に規定された事項、株主総会から委任された事項のほか、取締役会規則等に規定した経営上の重要事項について決議しています。また、取締役会決議事項に該当しない事項については、重要性に応じて定めた詳細かつ具体的な付議・報告基準に従い、取締役会から委任を受けた統括執行役員会議による決議、もしくは稟議による決裁を行っています。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外役員の独立性基準については、定時株主総会の招集ご通知(株主総会参考書類)に記載しています。
(当社ウェブサイト <https://ir.toyobo.co.jp/ja/ir/stock/shareholder.html>)

【補充原則 4-11-1 取締役会の構成】

取締役会の構成については、社外取締役を除き、執行役員を兼務することとしています。兼務する執行役員は、担当分野に必要な経験と資質を有しているかどうか、全社的視点を備えているかどうか等を踏まえ、執行役員の中から選定しています。執行役員を兼務する取締役6名と社外取締役4名(計10名)の体制は、取締役会全体として多様性を確保しつつ、的確で迅速な意思決定を行いうる構成および規模であると考えています。取締役の選任に関する方針・手続については、原則3-1(iv)をご参照ください。

【補充原則 4-11-2 取締役・監査役の兼務状況】

取締役および監査役の選任にあたっては、候補者を決定するまでに、期待される職務の遂行に支障となるような兼任状況がないことを確認しています。また、事業報告または株主総会参考書類において、他の上場会社の役員を兼任している場合をはじめ、重要な兼任状況を開示しています。

【補充原則 4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社は、2020年1月から3月にかけて、取締役会の機能をさらに向上させることを目的として、外部機関の助言を得ながら2019年度の実効性に関する分析・評価を実施しました。その概要は以下のとおりです。

(実効性分析・評価の方法)

取締役および監査役に対し、アンケートを実施し、当該アンケートへの回答は、前年度に続いて外部機関に直接行う方式としました。分析・評価は、取締役会において、外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで実施しました。

(評価結果の概要)

- 1 アンケート結果から、取締役会の員数、社内と社外の割合、多様性といった構成面や議事運営等、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性を確保できていると評価する。
- 2 取締役会は、中長期的な経営戦略に関する議論のさらなる充実を図るため、付議基準を見直し下位の会議体等に適切な権限委譲を行うなど、持続的な成長に向けた取組みを推進する。
- 3 昨年度からの取組みを継続するとともに、グループ経営機能の一層の強化を図る。

【補充原則 4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針】

当社は、新任の取締役・監査役に対して、役割・責務に関する説明を行うほか、当社による費用負担のもと、執行役員や取締役就任時に外部研修プログラムへ派遣し、必要な知識の習得を支援します。新任の社外取締役・社外監査役に対しては、会社の事業・財務・組織等に関する説明や各事業所視察を行います。また、就任後も継続的に、それぞれの役割・責務を十分に果たせるよう、必要な知識を得るための機会を提供します。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との対話に関する方針については、以下のとおりです。

【株主との対話に関する方針】

当社は、持続的な企業価値向上を図るため、以下の方針のもと株主、投資家との間で建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを行います。

(統括責任者)

IR業務を統括する執行役員を統括責任者として、株主、投資家との間で建設的な対話を実現するための体制整備・取組みを行います。

(対話手段の充実)

対話手段として、以下の取組みを実施し、対話の充実に努めます。

- ・定時株主総会
- ・決算説明会
- ・機関投資家説明会
- ・当社ウェブサイトにおける関連情報の開示

(個別対話の実施)

上記のほか、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に有益と判断される場合には、情報開示の公平性に留意しつつ、機関投資家と個別に対話を実施します。

(フィードバックの方法)

IR業務を統括する執行役員は、機関投資家との対話によって得られた情報を取締役会等を通じて報告します。

(対話を補助する社内部門との連携)

経営企画部がサステナビリティ推進部、経理部、財務部、法務・コンプライアンス部、その他関係部門と連携し、インサイダー情報の管理に十分留意しつつ、対話の内容等について取りまとめを行います。

(IR関係資料)

当社ウェブサイトでは、対話等に資するため、以下の資料を掲載します。

- ・決算短信(日本語、英語)
- ・決算説明会資料(日本語、英語)
- ・有価証券報告書
- ・株主総会招集通知(日本語、英語)
- ・臨時報告書(議決権行使結果)(日本語、英語)

- ・株主通信
- ・CSR報告書
- ・ファクトブック(英語)
- ・統合報告書(日本語、英語)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,610,500	8.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,587,900	8.54
全国共済農業協同組合連合会	3,558,000	4.01
日本生命保険相互会社	1,750,803	1.97
東友会	1,741,210	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,681,600	1.89
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,675,790	1.89
東洋紡従業員持株会	1,669,974	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,585,300	1.79
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,462,400	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中村 勝	他の会社の出身者													
磯貝 恭史	学者													
桜木 君枝	他の会社の出身者													
播磨 政明	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 勝		中村氏は、当社の取引先である住友商事株式会社の出身者です。当社の同社に対する売上高は、過去3事業年度の平均で、当社売上高の1%未満であり、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社の経営について、助言・監督をいただくため、選任しています。
磯貝 恭史		記載すべき事項はありません。	品質管理分野に精通した学識経験者として豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社の経営について、助言・監督いただくため、選任しています。

桜木 君枝	記載すべき事項はありません。	企業倫理、コンプライアンスおよびCSRの分野に関する豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社の経営について、助言・監督をいただくため、選任しています。
播磨 政明	播磨氏は、当社の買収防衛策に定める独立委員会の独立委員を2014年6月から2020年6月まで務めました。当社が同氏に対し支払った独立委員としての報酬は、年間1百万円と僅少であり、また、顧問弁護士としての契約関係もないため、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社の経営について、助言・監督いただくため、選任しています

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	取締役指名等審議会	8	0	2	4	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬等諮問会議	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

上記委員会については、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の【原則 3 - 1 情報開示の充実】「(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定に関する方針、手続き」「(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関する方針、手続き」に主な審議内容等を記載しています。なお、取締役指名等審議会および役員報酬等諮問会議の委員構成は以下のとおりです。

(取締役指名等審議会)

委員長 榎原誠慈 代表取締役社長(社長執行役員)
 委員 渡邊 賢 代表取締役(副社長執行役員)
 委員 中村 勝 社外取締役
 委員 磯貝恭史 社外取締役
 委員 桜木君枝 社外取締役
 委員 播磨政明 社外取締役
 委員 竹中史郎 社外監査役
 委員 杉本宏之 社外監査役

(役員報酬等諮問会議)

委員長 榎原誠慈 代表取締役社長(社長執行役員)
 委員 渡邊 賢 代表取締役(副社長執行役員)
 委員 中村 勝 社外取締役
 委員 桜木君枝 社外取締役
 委員 播磨政明 社外取締役

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は、会計監査人から監査計画、監査結果の報告を受けるほか、定期的に情報交換会を実施しています。
 ・監査役は、内部監査部より内部監査計画を含む活動状況の説明を受け、意見交換を行い、内部監査結果の報告および財務報告に係る内部統制評価状況の報告を受けています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹中史郎	他の会社の出身者													
杉本宏之	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹中史郎		竹中氏は、当社の取引先である大阪瓦斯株式会社の出身者です。当社の同社からの仕入高は、過去3事業年度の平均で同社売上高の1%未満であり、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	上場会社等の監査役として監査に携わっておられ、監査役としての豊富な経験、知見等を当社の監査に反映していただくため、選任しています。
杉本宏之		杉本氏は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の出身者ですが、同法人を2010年に退職しています。そのため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しています。	公認会計士として、監査に関する豊富な経験を有しており、その知見等を当社の監査に反映していただくため、選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く。)を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています(2019年6月開催の定時株主総会の決議による)。なお、執行役員(取締役を兼務する執行役員を除きます。)についても同様の制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

直前事業年度における取締役および監査役の報酬等の総額は、取締役10名に対し、379百万円、監査役4名に対し、67百万円です。このうち、社外取締役および社外監査役の報酬等の総額は、社外取締役4名に対し、39百万円、社外監査役2名に対し、16百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】原則 3 - 1 情報開示の充実の「(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定に関する方針、手続き」をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局として、経営企画部が重要案件の事前説明を行っています。
また、内部監査部の中から監査役スタッフを置き、監査役の職務を補助しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
柴田 稔	名誉顧問	対外活動等(経営非関与)	非常勤 報酬無	2004/06/29	1年更新
津村準二	名誉顧問	対外活動等(経営非関与)	非常勤 報酬無	2010/06/29	1年更新
坂元 龍三	相談役	対外活動等(経営非関与)	非常勤 報酬有	2020/06/24	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 3名

その他の事項

相談役、名誉顧問制度については、社内規定を定めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役設置会社という形態のもと、社外取締役4名を選任し、執行役員制を導入しています。

(1) 取締役会

取締役会は社外取締役4名を含む10名で構成しています。経営環境の変化に迅速に対応し、取締役の責任を明確にするため取締役の任期は1年としています。取締役は、より全社的視点で職務にあたる業務執行取締役と社外取締役をバランスよく選任することとしています。取締役会では、経営方針、経営計画などの決定や報告が行われるとともに、各取締役および執行役員の業務執行を監督しています。毎月1回、定例の取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時の取締役会を開催しています。

(2) 業務執行

執行役員は、取締役を兼務する者も含め20名で構成しています。社長執行役員は、取締役社長が兼務し、効率的に業務の執行を行っています。統括執行役員が出席する統括執行役員会議では、取締役会決議事項の事前審議と取締役会より委任された業務執行に関する事項の決定を行っています。統括執行役員会議の下部機関として、企画審議会、管理審議会を設置し、重要な投融資案件などをそれぞれ専門的な観点から審議することにより経営に関するリスクを管理しています。また、執行役員会議では、経営方針の伝達や組織横断的な全社課題の進捗報告を行っています。

(3) 監査役会

監査役は、常勤2名、非常勤2名(社外監査役)の体制をとり、財務および会計に関する知見や豊富な経験を生かし、職務を執行しています。

(4) 監査役監査、内部監査および会計監査の状況

(監査役監査の状況)

・当社の監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役(社外監査役)2名の4名で構成されています。また、監査役の職務を補助するため、監査役スタッフ2名を配置し、監査役の職務遂行をサポートしています。

・監査役は当社規定に基づき、取締役会その他重要会議に出席して意見を表明するほか、取締役等から受領した報告内容を検証し、稟議書等の重要書類を閲覧するなど会社の業務および財産の状況に関する調査等を行い、必要に応じて説明を求め、独立した客観的な立場で意見を述べています。なお、社外監査役の杉本宏之は、公認会計士としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

(内部監査の状況)

・当社は内部監査担当役員を委員長とする「内部統制委員会」を設置しています。また、内部監査部を置き、グループ会社を含めた内部監査を11名で行い、内部統制の有効性評価のためのモニタリング活動を行っています。

・内部監査部は監査役へ内部監査計画を含む活動状況の説明や意見交換を行うとともに、内部監査結果の報告および財務報告に係る内部統制評価状況の報告を行っています。また、会計監査人とも定期的に意見交換を行っています。

(会計監査の状況)

・会計監査の状況は、以下のとおりです。

監査法人の名称 有限責任 あずさ監査法人

継続監査期間 51年間

業務を執行した公認会計士 小野友之、山田徹雄、大橋盛子

補助者の構成 公認会計士 15名、その他 12名、計27名

(5)社外取締役および社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社という形態のもと、執行役員制を導入し、迅速な意思決定と効率的な業務執行ができるガバナンス体制を構築しています。社外取締役は、それぞれの豊富な経験を生かし、客観的立場から意見をを行うことによって、当社経営について透明性および公正性を確保する役割を担っています。また、任意の委員会(取締役指名等審議会、役員報酬等諮問会議)を設置し、さらなる透明性と公正性の徹底に努めています。当社の事業が多様でかつ専門的であるという特徴から、現在のガバナンス体制が最適であると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会日の22日前に発送するとともに、発送日に先立って東京証券取引所および当社のウェブサイトへ掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を回避して設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを利用した議決権の行使ができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類について、英文で提供しています。
その他	IT機器を利用し総会時における報告内容の充実に努めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、期末の決算発表後に、決算の概要、短期的、中期的な目標、当社の課題などについて取締役社長または経理部門統括取締役が報告する説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト向け決算説明会の資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIRグループを設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東洋紡グループ企業行動憲章において規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置するとともに、CSRに関する取組みについて東洋紡グループ企業行動憲章の中に定め、統合報告書を年1回発行しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	東洋紡グループ企業行動憲章の中で情報公開に関して規定をしています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制については、取締役会において以下のとおり決議し、推進しています。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、時代の変化に対応し、持続的な企業価値向上のため、「意思決定の迅速性と的確性の確保」「経営の透明性確保」「公正性重視」の考えに立ち、「グループガバナンスの強化」「リスクマネジメントとコンプライアンス体制の強化」等に取り組みます。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・「決定・監督」と、「業務執行」を明確に分離することにより、経営の透明性、公正性を高めるため、執行役員制をとります。執行役員制については経営規則により明確に規定し、取締役会が執行役員による業務執行を監督する体制とするとともに、執行役員は法令および定款の定めを順守する義務を負うことを執行役員規則に明確に規定します。

・コンプライアンス担当執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、法務・コンプライアンス部がグループ全体にわたって法令順守を推進します。また、内部通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設置します。

・「東洋紡グループ企業行動憲章」「東洋紡グループ社員行動基準」を制定し、当社グループの役員および従業員に配付して法令および企業倫理の順守を周知徹底します。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・執行役員制のもと、取締役会による迅速な意思決定、監督と執行役員による効率的な業務執行ができる体制とします。

・統括執行役員会議では、取締役会決議事項の事前審議と取締役会より委任された業務執行に関する事項の決定を行い、執行役員会議では、経営方針の伝達や組織横断的な全社課題の進捗報告を行うなど効率的な業務執行に努めます。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の文書情報管理規定に従い適切に保存および管理を行います。

(5) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・統括執行役員会議の下部機関として企画審議会、管理審議会を設置し、それぞれ重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件等をそれぞれ専門的な観点から審議することにより、経営に関するリスクを管理します。

・取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、その下に「地球環境・安全委員会」「PL/QA委員会」「コンプライアンス委員会」「輸出審査委員会」「内部統制委員会」「情報委員会」「研究開発委員会」「知的財産委員会」を置き、グローバルな社会・環境問題を解決する取組みに注力するとともに、当社グループ全体にわたって各種のリスクに対応します。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ経営については、当該会社の事業内容に応じ当社の担当部門ごとに管理するとともに、経営企画部が全体的な観点からガバナンスを推進する体制とします。

・関係会社の重要な意思決定事項については、取締役会規則、統括執行役員会議規則、関係会社管理内規等により、会社法に則って当社が関与できる範囲を明確にして業務の適正を確保します。

・コンプライアンスについては、当社がグループ全体にわたって法令順守を推進します。

・財務報告の信頼性を確保するため、グループ会社を含めた内部統制の体制を整備し、その有効な運用および評価を行います。

(7) 監査役が実効的に執行されることを確保するための体制

a. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役がその職務を補助するため、監査役スタッフを置き、監査役がその指揮命令権を保持します。また、当該スタッフに関する任命および解任、人事考課・一時金の業績評価等の人事運用については監査役会の同意を必要とし、賞罰規定の適用についても監査役会の意見を聞きます。

b. 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社およびグループ会社は、監査役監査を定期的な受け、業務状況報告を行います。さらに、当社グループの役員および従業員は、当社監査役から報告を求められたとき、速やかにかつ適切に報告を行います。

・当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接相談・報告することができるよう専用のメールアドレスを設置します。

・当社監査役へ相談・報告をした者に対し、当該相談・報告をしたことを理由として、当社またはグループ会社において解雇その他の不利な取扱いを行わない旨を周知徹底します。

c. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役会または各監査役から監査の実施等のために、法律、会計等の専門家から助言を求めるなど所要の費用につき請求があった場合は、その請求が職務執行上、必要でないと認められる場合を除き、請求に応じて支払います。

d. その他監査役が実効的に執行されることを確保するための体制

・経営規則等において、統括執行役員会議、執行役員会議、経営会議等のグループ経営に関する重要会議に監査役が出席し意見を述べる旨を明確にするとともに、「サステナビリティ委員会」等の重要委員会についても同様の規定を各委員会規則に明記します。

・監査役は、主要なグループ会社を対象とするグループ監査役連絡会を定期的に開催し、適切な内部統制構築に関する監査の充実を図ります。

・監査役は、内部監査部から内部監査結果の報告および財務報告に係る内部統制の評価状況の報告を受けるとともに情報交換を行います。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況

・反社会的勢力の排除に向け、「東洋紡グループ企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを掲げて取り組みます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本的考え方については、上記「1. 内部統制システムに関する基本的考え方及びその整備状況」に記載のとおりです。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、当社株式の大量買付行為への対応策(以下「本プラン」といいます。)の有効期間が満了する同年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続せず廃止する旨を決議いたしました。本プラン廃止後の会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりです。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為に応じるべきか否かのご判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えています。

しかしながら、大量買付行為の中には、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙うものや、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるものも存すると考えられます。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は適切ではなく、当社の財務および基本理念、事業内容、コアテクノロジーを十分理解し長期的視野に立って企業価値ひいては株主共同の利益を高めることを目的とする者が適切であると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

a. 中期経営計画の推進等による企業価値の向上への取組み

当社は、綿紡績を祖業としつつ、その後は化学繊維、合成繊維へと事業を拡大、その後には、フィルム、機能樹脂、スーパー繊維、機能膜、診断薬用酵素等の市場へも参入、以来、これらの製品に代表されるスペシャルティ事業の拡大を進めてきました。その長い歴史を通じて、当社は、「重合・変性」「加工」「バイオ」のコア技術を育むとともに、販売、開発、生産が一体となって、顧客の要請にきめ細かく応えていくビジネスモデルをつくり上げてきました。このビジネスモデルをもとに、さらに成長軌道に乗せるため、中期経営計画を着実に実行し、事業の維持・拡大を図っています。

b. コーポレート・ガバナンスの強化等による企業価値の向上への取組み

当社は、企業理念「順理則裕」のもと、自社のステージに応じた適切なコーポレート・ガバナンス体制を構築し、中期経営計画をはじめとするさまざまな施策への取組みを通じて、社会的な課題の解決に貢献するとともに、経済的価値の向上を図り、企業価値を高めていきます。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大量買付行為が行われる場合、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための十分な情報および検討のための時間を確保するよう努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じていきます。

(4) 上記(2)、(3)の具体的な取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

上記(2)の具体的な取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に向上させるための中長期的な経営戦略に基づくものであり、上記(1)の基本方針に沿うものです。

また、上記(3)の具体的な取組みは、当社株式の大量買付が行われる場合に、その是非を株主の皆様が適切に判断するための措置を講じることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上させるためのものであり、上記(1)の基本方針に沿うものです。

したがって、これらの取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 情報開示の基本方針

当社は、コーポレートコミュニケーションのあり方として、「公正性、公平性に留意し、適時、適切な情報開示に努めるとともに、活発なコミュニケーションを図る」ことを基本方針としています。その中で、a. 社会的責任(説明責任)としての情報開示、b. 企業価値を毀損しないためのコミュニケーション、に心掛けています。

(2) 適時開示に係る社内体制

当社は、経営企画部長を情報取扱責任者と定め、情報開示の担当をIRグループとしています。決算(含む業績予想)等に関する事項を分掌する部門は「財務部、経理部」、経営の基本方針に関する事項を分掌する部門は「経営企画部」、組織運営等に関する事項を分掌する部門は「人事・労務総括部」、株式関係、証券取引所に関連する事項を分掌する部門は「法務・コンプライアンス部」としています。それぞれの担当部門より提案された重要事項については、「統括執行役員会議」を経て、「取締役会」で決定をしたうえで速やかに適時開示を行っています。なお、決定事実に関する提案については、「企画審議会」「管理審議会」において、事前審議をした上で「統括執行役員会議」へ提案を行っています。

また、当社が公式に情報提供していない事項について意図しない新聞報道等がなされた場合に、できる限り速やかに証券取引所を通じて株主、投資家等への情報開示を行うための初期対応を定めています。

(3) 情報開示の方法

当社の情報開示は、有価証券報告書等の提出、証券取引所への登録、プレスリリースの配布、当社ウェブサイトへの掲載、のいずれかまたは複数の方法にて行っています。

(4) 会社情報の管理に係るモニタリング

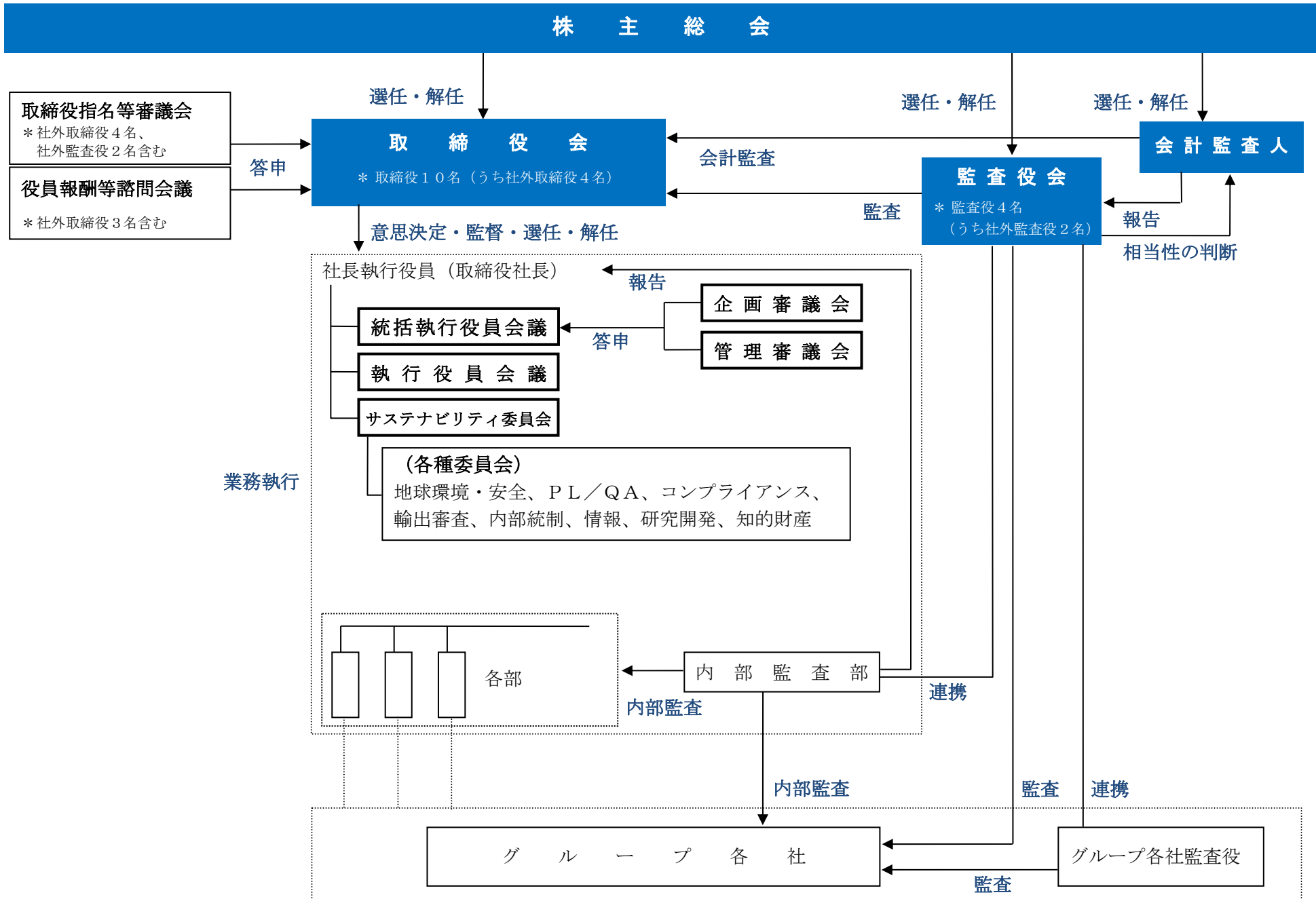
適時開示業務が適正かつ妥当に行われているか事前に複数の部署で点検し、かつ年に1度、監査役による監査を実施しています。

(5) その他

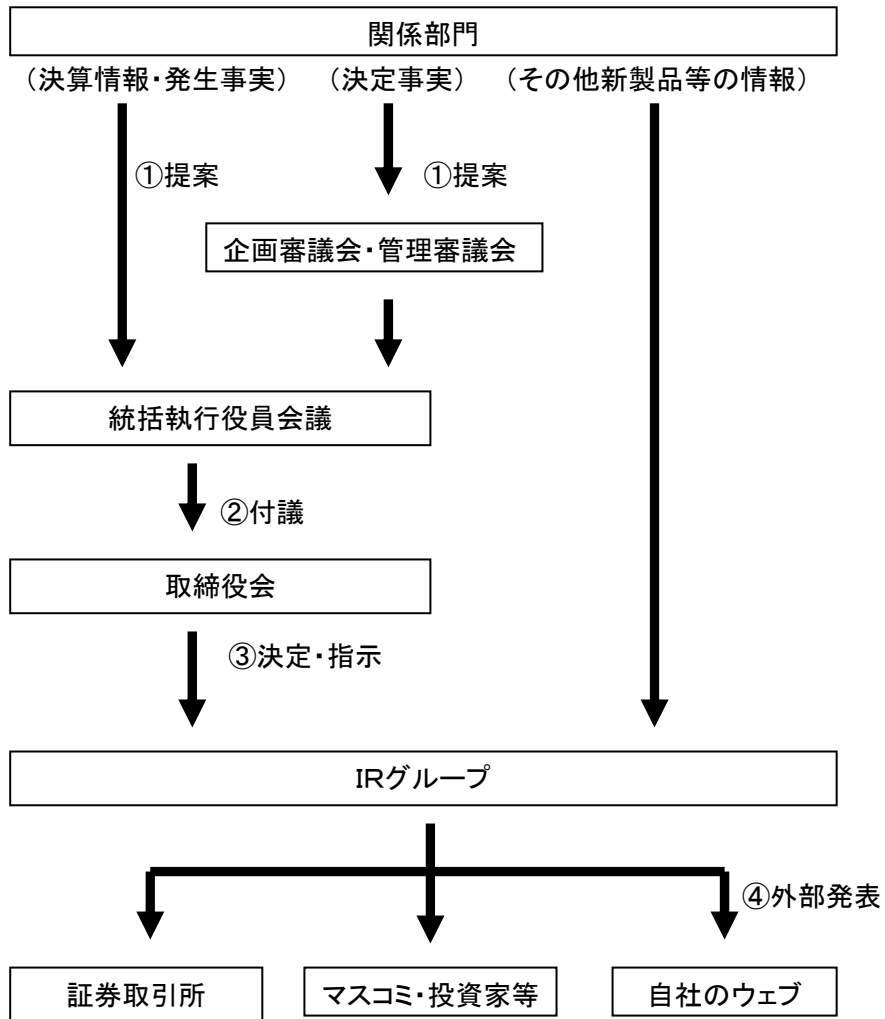
従業員の情報管理教育については、コンプライアンスマニュアルや情報取扱管理に関する規程などに定め、周知、啓発に努めています。

以上

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【情報開示の体制図】



- ・決算に関する情報 ……決算内容、業績修正、配当修正等(決算短信等)
- ・決定事実に関する情報……新株発行、資本の減少、自己株式取得、株式分割等
- ・発生事実に関する情報……損害、主要株主の異動、上場廃止の原因となる事実等